

賛助会員取扱い規程

公益財団法人日本修学旅行協会(以下、「協会」という)定款第9章第35条による賛助会員に関する取扱い規程を以下のように定める。

{賛助会員}

第1条 賛助会員は修学旅行等の育成発展に熱意を有する者で、協会の事業に賛同し、賛助会費を納める団体及び個人とする。賛助会員は、この法人の行う各種の行事等に参加し、その他の特典を受けることができる。

{賛助会員の認定}

第2条 賛助会員は、協会宛てに「入会申込書」を提出し、理事長が承認した団体及び個人とする。

{賛助区分と年会費}

第3条 賛助会員は、協会の請求に基づき、速やかに賛助会費(年会費)を納めるものとする。賛助会員の区分および年会費は、以下のとおりとする。

賛助区分	性格	年会費
法人会員	協会事業に賛同する団体	一口5万円(一口以上)
個人会員	協会事業に賛同する個人	一口1万円(一口以上)

- 2 年会費の納入方法は、原則として金融機関への振込により行うものとし、振込先金融機関については、協会が指定する金融機関とする。
- 3 既に支払い済みの年会費は、退会または賛助会員資格を失った場合でも返却しない。

{退会及び賛助会員の失格}

第4条 賛助会員は、次の各号のいずれかにより賛助会員の資格を失うものとする。

1 退会

退会する年度の1か月前までに退会届を提出することにより退会することができる。

2 除名

{賛助会員の除名}

第5条 協会の賛助会員で、次の各号に該当するときは、理事会の決議により理事長がこれを除名することができる。

- 1 虚偽の報告をしたとき
- 2 本協会の名誉を著しく毀損したとき
- 3 賛助会費の納入を著しく怠り、督促に応じなかったとき
- 4 会員として不適格であると認められたとき

{届け出事項の変更}

第6条 賛助会員は、協会に届出した氏名、住所、連絡先等に変更があった場合は、直ちに協会あてに変更の届出をしなければならない

- 2 前項の届出がないため、協会からの通知または送付書類、その他の物が延着し、または到着しなかった場合は通常到着すべきところに到着したものとみなす。

附則

- 1 賛助会員は、当該年度分の会費を原則として毎年度6月末日までに納入するものとする。ただし、年度の途中において新規に入会する場合は、入会后すみやかに納入するものとし、その加入が10月以降の場合は当該年度の賛助会費は半額とする。
- 2 賛助会員の更新にあたっては、第4条1項による申し出がない場合は継続更新とみなすものとする。

{施行期日}

この規定は、2013年4月1日より施行する。

この規定は、2025年4月1日より施行する。